

令和3年12月20日

令和3年12月

茨木市農業委員会定例會議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年12月20日（月） 午後1時30分～3時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員（14人）

会長	3番	小濱 邦臣		
副会長	8番	中村 正治		
委員	1番	森 善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田 好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭 周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西 壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本 正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保 瞳子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員（7人）

第1地区	九鬼 実	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	上田 昌彦
第5地区	行田 修	第6地区	谷山 正昭
第7地区	辻 清一		

5 農業委員会事務局職員（2人）

事務局長代理 松下 伸弘 職員 奥田 真貴子

6 議事録署名委員

13番 久保 瞳子 14番 中野 稔

7 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
報告第3号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明
報告第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認
報告第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

8 報告事項

令和3年度東海・近畿ブロック女性の農業委員会研修会の報告

9 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和3年度12月定例会を開会いたします。

現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。

始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、議席番号13番、久保睦子委員、並びに、議席番号14番中野稔委員をご指名申し上げます。

議長

これより付議案件の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件を議題といたします。

なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、3件、9筆、5,706m²についてでございます。

申請地の位置等については、それぞれ議案第1号参考資料でご確認ください。内容についてご説明申し上げます。

いずれも茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため申請があったものであります。

1項目から5項目の譲受人は、それぞれ申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。

6項目から9項目の譲受人は、譲渡人の甥、姪の関係にあり、それぞれ所有権持分27分の1を譲り受け、農業経営の安定を図るものであります。

なお、譲受人の親族が当該農地の所有権持分を保有しており、権利取得後は親子が共同で農業経営に従事する計画であります。

いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関して、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請3件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

本件につきましては、中村副会長、地区担当委員、推進委員並びに宮本委員により、現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまして、報告を求めます。

吉田 公俊委員。

吉田委員

それでは、12月8日に現地調査を行いました結果についてご報告いたします。

申請地は、[REDACTED]ほか1筆、地目はいずれも田、計 649m^2 でございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道茨木亀岡線と市道東福井三丁目安威三丁目線が交わる交差点の西、 230m に位置し、市道東福井三丁目安威三丁目線の南側に面しております。

周囲の状況は、北側は道路、東側及び南側は里道、西側は農地でございます。

転用の目的は駐車場で、雨水は既設水路に排水する計画です。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われます。

以上、簡単ではございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局主査、奥田さん。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件、2筆、 649m^2 についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があつたものです。

内容につきましてご説明申し上げます。

転用の目的は駐車場、権利の種類は所有権となっております。

転用の理由ですが、譲受人は運送業を営んでおり、市内の事業所を拠点に建設資材の運搬業務を行っていますが、事業所内の駐車スペースが手狭になっていることから駐車場を拡張し、業務の効率化を図るものであります。

農地の区分は、水道管等が埋設された幅員 4m 以上の道路の沿道にあり、おおむね 500m 以内に市立安威小学校、市立北幼稚園があることから、第3種農地と判断します。

必要面積、事業所からの距離、転用に伴い周辺の他の農地の営農に支障を与えないと考えられる本件申請地を選定したものです。

事業計画では、4トントラック5台、土地の仕上げはアスファルト舗装となっております。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

運送会社の駐車場ということで、近くに安威小学校、北幼稚園がありますが、今回の案件に関しては普通の駐車場ではないと思いますので、地元への承諾、その辺の話合いができるいるものかお聞きします。

議長

事務局、松下君。

事務局

交通の便につきましては、地元委員の方からご説明していただきたいと思います。

議長

吉田委員。

吉田委員

質問のございました安威小学校、北幼稚園につきましては、ここから直接、道が交差しているわけではなく、新しく山麓線ができております。その道を通って茨木亀岡線沿いに大阪中央運輸株式会社があり、そちらとの行き来に使用されるわけで、安威小学校、北幼稚園は直接関係はございません。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

通学路には、なっていないんですね。

議 長
吉田委員。

吉田委員
なっていません。

議 長
他にご意見等ございませんか。
ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることを止むを得ないとの意見を受けております。

議 長
お諮りいたします。
農地法第5条の規定による許可申請1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長
次に、報告案件に移ります。
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、5件。以下、報告第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしたものでございます。
よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長
次に、報告事項でございますが、先般開催されました令和3年度東海・近畿ブロック女性の農業委員会研修会につきまして、大川委員から報告をお願いいたします。

ます。

大川委員、よろしくお願ひいたします。

大川委員

(報告を行う。)

議長

ありがとうございました。

大川委員には、今回の研修で得られました知識を、今後の委員会活動に活かしていただきたいと思います。

ご苦労さまでございました。

議長

以上で、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、ふるさと農業再生委員会を、1月19日（水）、午後1時30分から、南館3階防災会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、1月24日（月）、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議長

それでは、これをもちまして、令和3年12月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月20日

茨木市農業委員会

議長

署名済み

署名委員

署名済み

署名委員

署名済み
